

高崎商科大学短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い、専門的高等教育を施し、もって文化の創造と社会福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、授業の内容・方法の改善を図るための組織的な研修等を実施するものとする。

3 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(名称)

第3条 本学は高崎商科大学短期大学部と称する。

(所在地)

第4条 本学は群馬県高崎市根小屋町741番地に設置する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第5条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
経営学科	100名	200名

(学科の目的)

第6条 経営学科は、教養教育と専門的基礎教育の教授研究により、実践的ビジネス実務能力を養い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の二学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める期間は、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民及び県民の祝日に関する法令に規定された休日
- (3) 学園記念日 11月22日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第12条 本学に入学志願できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第16条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第17条 退学しようとする者は所定の書類を提出して、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第18条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める修業年限に含めることができる。

(休学及び休学期間)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、所定の書類を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。
- 4 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 5 休学の期間は第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第19条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料、授業料及び施設・設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 授業科目を分けて、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表1及び別表2のとおりとする。

(授業日数)

第23条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は1単位の学修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間まで範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって

1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(4)別に定める卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果に対し単位を与えることがある。

2 前項に定める授業は、平成13年文部科学省告示第52号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。(以下「遠隔授業」という。)

(遠隔授業による修得単位)

第25条 第24条第2項の授業方法により修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

(単位履修の方法)

第26条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるもののほか、別に定める。

(科目の登録)

第27条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(単位取得の認定)

第28条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文、出席状況その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。

(試験等の時期)

第29条 試験等の時期は、原則として学期末及び四半期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(追試験、再試験)

第30条 病気、災害等やむを得ない事情により試験等を受験できなかった者に対し、教授会の議を経て学長が認めた場合は、追試験又は再試験を受けることができる。

2 試験の方法、日時等については別に定める。

(学習の評価)

第31条 学習成績の評価は、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第32条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学若しくは大学又は外国の短期大学若しくは大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合計30単位を超えない範囲で行う。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第33条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により当該他の短期大学又は大学において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の大学等における授業科目の履修等)

第34条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第35条 第32条及び第33条の規定により他の大学等又は外国の大学等において修得した単位について本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合わせて、30単位を超えない範囲とする。この場合において、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えない範囲とする。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第36条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表1及び別表2に定めるところにより66単位以上を取得しなければならない。

(卒業)

第37条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第38条 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び施設・設備費等

(金額及び納入)

第39条 本学の入学料、授業料及び施設・設備費等の金額は別表3のとおりとする。検定料の金額は別表4のとおりとする。

2 前項に定める検定料、入学料、授業料、施設・設備費等の納入に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料の納入期)

第40条 授業料及び施設・設備費は4月と9月の2期に分けて納入する。又、特別の事情があると認められる者は、延期を認めることがある。

前期	459,000円	納期4月中
後期	459,000円	納期9月中

(退学及び停学の場合の授業料及び施設・設備費)

第41条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料及び施設・設備費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び施設・設備費は徴収する。

(休学及び留学の場合の授業料及び施設・設備費等)

第42条 月の中で休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、前期は6月末日、後期は12月末日より後に休学となった場合は当該期の授業料は免除しない。また、学期の途中で休学を許可された場合、当該期分の施設・設備費は徴収する。

2 半期又は一年間の休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料を納入しなければならない。

3 留学を許可され、当該期の授業料等の免除を受けている者については、在籍料を納入しなければならない。

(復学の場合の授業料及び施設・設備費)

第43条 学期の中途において復学した者については、復学した月から当該期末までの授業料及び当該期分の施設・設備費を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料及び施設・設備費)

第44条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料及び当該期までの施設・設備費を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第45条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第46条 本学に学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

第9章 教授会

(教授会)

第47条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第48条 教授会は学長及び教授、准教授、講師をもって組織する。

2 前項の規程にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(その他)

第49条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、社会人学生、外国人留学生、研究生

(科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の内一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第51条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第52条 本学において他の大学（外国の大学を含む）との協議により、当該他の大学等の学生に特別聴講生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(社会人学生)

第53条 高等学校卒業後通算して2年以上の就職経験を有し、本学に入学意思顕著なる者に対し、定員の7%の範囲内において選考のうえ入学を許可することがある。

2 社会人学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第55条 本学を卒業した者、又はこれと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考のうえ研究生として許可することがある。

2 研究生は指導教官を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。

3 研究成果の報告を怠り、あるいは実績があがらない場合は除籍する。

4 研究生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

2 表彰について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第57条 本学の学則に違反し、又本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は訓戒、謹慎、停学、退学とする。

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒について必要な事項は別に定める。

第 1 2 章 図書館

(図書館)

第 5 8 条 本学に図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は別に定める。

第 1 3 章 厚生補導施設

(学生相談室)

第 5 9 条 本学に相談室及びその他の厚生施設を置き、学生の勉学及び生活の指導に資する。

第 1 4 章 公開講座

(公開講座)

第 6 0 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 3 年 4 月 1 日一部改訂実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。
- ただし、第 8 条並びに第 3 7 条については平成元年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に規定する学生定員は、平成 1 2 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成 3 年度		平成 4 年度～ 平成 1 1 年度		平成 1 2 年度	
	入 定 員	総定員	入 定 員	総定員	入 定 員	総定員
商 学 科	230 人	380 人	230 人	460 人	150 人	380 人

附 則

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。
- 2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成5年度		平成6年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
商 学 科	210 人	440 人	210 人	420 人	130 人	340 人
秘 書 科	100 人	100 人				

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行し、第37条並びに第38条については、平成8年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第20条、第22条、第24条、第30条、第34条、第37条並びに第38条については、平成8年度入学生から適用するものとし、平成7年度以前の入学生は、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。尚、平成8年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。尚、平成9年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。尚、平成10年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成１２年４月１日から施行し、平成１２年度入学生から適用する。
尚、平成１１年度以前の入学生については、旧学則を適用する。
- 2 第５条に規定する商学科の学生定員は、平成１６年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成１２年度		平成１３年度		平成１４年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
商 学 科	208 人	418 人	206 人	414 人	204 人	410 人

年度 学科 ・専攻	平成１５年度		平成１６年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
商 学 科	202 人	406 人	200 人	402 人

附 則

- 1 この学則は、平成１３年４月１日から施行し、平成１３年度入学生から適用する。
尚、平成１２年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成１３年４月１日から施行し、第３７条並びに第３９条については、平成１３年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成１４年４月１日から施行し、第３８条、第４０条、第４１条、第４２条並びに第４３条については、平成１３年度入学生から適用する。尚、平成１３年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成１５年４月１日から施行し、平成１５年度入学生から適用する。
尚、平成１４年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成１６年４月１日から施行し、平成１６年度入学生から適用する。
尚、平成１５年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 16 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 17 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 18 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、第 38 条並びに第 39 条については、平成 20 年度入学生から適用する。尚、平成 19 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に規定する現代ビジネス学科の学生定員は、平成 22 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成 21 年度		平成 22 年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
現代ビジネス学科	120 人	220 人	120 人	240 人

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 21 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。尚、平成 22 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。尚、平成 23 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。尚、平成 24 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、

従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。尚、平成 25 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 22 条については、平成 27 年度入学生から適用する。尚、平成 26 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、第 22 条、第 27 条、第 29 条並びに第 36 条については、平成 29 年度入学生から適用する。尚、平成 28 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。また、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 31 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。令和 5 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。別表 3 については、令和 7 年度入学生より適用し、令和 6 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度入学生から適用する。尚、令和 6 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 2 第 5 条に規定する学生定員は、令和 8 年度までの間は、次のとおりとする。

学科 \ 年度	令和 7 年度		令和 8 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
現代ビジネス学科	-	120	-	-
経営学科	100	100	100	200

別表 1 基礎教育科目

授業科目 の区分等		科 目 名	単 位 数		卒業要件単位数等
			必 修	選 択	
基 礎 教 育 科 目	オートノミー	オートノミープログラム	1		必修 3 単位
		スタディスキルゼミナールⅠ	0.5		
		スタディスキルゼミナールⅡ	0.5		
		プレゼミナール	1		
	ホスピタリティ ・コミュニティ	ホスピタリティ論	1		必修 2 単位を含め、 4 単位以上
		ダイバーシティ	1		
		日本の歴史と文化		2	
		世界の歴史と文化		2	
		民族と宗教		2	
		心理学		2	
	リベラルアーツ	経済学	1		必修 1 単位を含め、 6 単位以上
		社会学		1	
		政治学		1	
		哲学		1	
		法学基礎		2	
		自然科学基礎		2	
		ミュージックカルチャー		2	
		アート表現		2	
		フィジカルサイエンス		2	
		フィジカルアクティビティ		1	
	ビ ジ ネ ス	会計	商業簿記Ⅰ	2	必修 10 単位（うち選択 必修 1 単位）を含め 14 単位以上 ※1の「基礎英語Ⅰ」 「基礎英語Ⅱ」は選択必 修とし、いずれかを履修 するものとする
			商業簿記Ⅱ		
			ライフマネープラン	1	
		情報	情報リテラシー	1	
			ビジネスソフト活用	1	
			データリテラシー	1	
		外国語	基礎英語Ⅰ	1	
			基礎英語Ⅱ	1	
			韓国語		
			中国語		
			フランス語		
			スペイン語		
		キャリア	ビジネスマナーとビジネス文書		
			プレゼンテーション		
			チームビルディング		
			コーチング		
			社会人基礎力演習	1	
			キャリアデザイン	2	

別表２ 現代ビジネス学科専門教育科目					
授業科目 の区分等		科 目 名	単 位 数		卒業要件単位数等
			必 修	選 択	
専 門 教 育 科 目	共通専門科目	ビジネス基礎	2		経営フィールド履修者は4単位の必修(※2)を含め、合計8単位以上 共通専門科目の必修6単位とコア科目群の各フィールド履修者に定められた必修4単位を含め、35単位以上
		ビジネス会計		2	
		ビジネスコンプライアンス	2		
		ロジカルシンキング・クリティカルシンキング		2	
		コミュニケーション学入門		1	
		インターンシップ1	2		
		インターンシップ2		2	
	経営フィールド	経営戦略論	※2	2	
		人的資源管理論		2	
		マーケティング論	※2	2	
		消費者行動論		2	
		広告論		2	
		サービスビジネス		2	
		ファイナンシャルプランニング		2	
		起業論		2	
		商品開発		2	
		ビジネスアイデア開発		2	
		マーケティングプロジェクト		2	
		デジタルマーケティング		2	
		e コマース		2	
	情報デザイン フィールド	デジタル画像編集 (Photoshop)		2	
		デジタルデザイン (illustrator)		2	
		動画コンテンツ制作 (premiere)		2	
		映像表現		1	
		Webデザイン		2	
		デジタルコンテンツ制作		2	
		ビジネスソフト応用		1	
		プログラミング基礎	※3	1	
		データベース入門		1	
		情報システム制作入門		1	
		ビジネスデータ分析	※3	2	
		A I 入門		1	
		デジタル技術ケーススタディ		2	
	グローバルコミュニケーション フィールド	Business English I	※4	2	
		Business English II		2	
		TOEIC演習		2	
		Reading Comprehension		2	
		Clear Speech		1	
		English Presentation		2	
		国際ビジネス	※4	2	
		異文化コミュニケーション		2	
		インバウンド業界研究		1	
		国際協力研究		2	
		ビジネスとダイバーシティ		2	
		Japanese Culture		1	
		認定外国語検定		1	

授業科目 の区分等			科 目 名	単 位 数		卒業要件単位数等
				必 修	選 択	
専 門 教 育 科 目	キ ャ リ ア サ プ リ メ ン ト	医 療	医療事務概論		2	共通専門科目の必修6単位とコア科目群の各フィールド履修者に定められた必修4単位を含め、35単位以上
			医療事務演習		2	
			レセプト演習		2	
			ドクタークラーク概論		2	
			医療経営		2	
		ホ テ ル	ホテルビジネス実務論Ⅰ		2	
			ホテルビジネス実務論Ⅱ		2	
			接客サービス演習		2	
			ホテルマネジメント		2	
		ブ ラ イ ダ ル	ブライダル総論		2	
			ブライダルマーケティング		2	
			ブライダルプロデュース		1	
			ホスピタリティ業界研究		2	
			スキンケアとメイク		1	
	プ ロ ジ ェ ク ト ト ラ イ		模擬ブライダルプロジェクト		1	
			環境プロジェクト		2	
			認定産官学連携プロジェクト		1	
			認定ビジネスコアスキル		1	
			海外研修プレゼミナール		1	
			認定海外研修1		1	
			認定海外研修2		1	
			認定海外研修3		1	
			認定海外研修4		1	
	卒 業 研 究		専門ゼミナール	2		必修4単位
			卒業論文ゼミナール	2		

別表3 入学料、授業料等

種 別	金 額	備 考
入 学 料	250,000円	高崎商科大学附属高等学校からの入学者（当該年度の高等学校卒業見込み者）については、優遇措置として附属高校入学時の入学金相当額（10万円）を免除する。ただし、優遇措置とは別に入学時特待生に認定された者は、入学時特待生が適用となり、優遇措置は適用とならない。
授 業 料	年額 648,000円	
	前期 324,000円	
	後期 324,000円	
施設・設備費	年額 300,000円	
	前期 150,000円	
	後期 150,000円	
在 籍 料	半期 50,000円	

別表4 検定料

種別	入試区分および金額	
検定料	学校推薦型選抜	35,000円
	総合型選抜	35,000円
	特別選抜	35,000円
	一般選抜	20,000円
	大学入学共通テスト利用選抜	10,000円

- ※1 高崎商科大学附属高等学校からの入学志願者（当該年度の高等学校卒業見込み者）
については、検定料を免除
- ※2 一般選抜出願者は同時期に実施の大学入学共通テスト利用選抜を無料で併願可能
- ※3 同時期に実施の一般選抜の入試間併願は無料
- ※4 同時期に実施の大学入学共通テスト利用選抜の入試間併願は無料
- ※5 高崎商科大学の大学入学共通テスト利用選抜の出願者は、同時期に実施される
短期大学部経営学科の大学入学共通テスト利用選抜を無料で併願可能